

質疑応答書

件名	令和8年度東大阪市職員婦人科検診業務委託
----	----------------------

(質疑事項)		(回答)
仕様書該当 項目等	内容	
P8 5(2) P12 5(2)	①健診結果でD判定が出た受診者様について、当院は紹介状、画像提供料など発生する費用はご請求可能でしょうか。	①紹介状、画像提供料など発生する費用は、ご請求いただけません。 仕様書の通り、子宮頸がん検診の、要精密検査対象者には ・個人通知書 ・紹介状 ・様式5 要精密検査の受診について（婦人科健診） 乳がん検診の要精密検査対象者には ・個人通知書 ・乳房エックス線画像（電子データ） ・紹介状 ・様式5 要精密検査の受診について（婦人科健診） を納品していただきます。 その費用は本契約内に含まれるものとします。
P21 別紙1)	②令和7年度分からの条件変更分、運営や契約に係る点がございましたらお示しください。	②受付時間が13時から16時30分までである実施日について、令和7年度は各会場1日ずつ設けていましたが、今年度については旭町庁舎のみ(令和9年1月6日)1日設けるように変更しています。なお、健診総日数に変更はありません。 そのほか、仕様書に定めのない事項については必要に応じて協議させていただきます。